

岐阜県自動車車体整備協同組合青年部 規約要約版

(目 的)

第1条 この規約は、本組合が定款第54条の規定により設置する青年部の組織及び事業運営について必要な事項を定め、もって青年部の円滑な運営を図ること及び業界の振興発展と社会貢献に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 この青年部は、岐阜県自動車車体整備協同組合青年部（通称「岐車協青年部」）と称する。

(会員の資格)

第3条 青年部（以下、「本会」と称す。）の会員は、本組合の組合員の事業所の経営者及び経営に携わる者であって年齢45歳以下の者で、本会の趣旨に賛同する者とする。年齢条件に関しては、役職者はこの限りではない。

(加入・退会・除名)

第4条 前条の資格を有する者で、本組合の組合員又は本会の会員の承認を得た所定の加入申込書を提出し本会役員会の承認を得て本会に加入することができる。

2 会員は、あらかじめ本会に退会届を提出したうえで、会計年度の終わりに退会することができる。ただし、会員が本会の目的に反する行為をした場合或いは本会に対する義務を怠った場合は、総会又は臨時総会の議決を経て除名することができる。

(事 業)

第5条 青年部は、第1条の目的を達成するため次の事業行う。

- (1) 会員のためにする各種研修会・講習会の開催
- (2) 会員の経営の健全化及び質的向上を図るための各種情報交換及び提供
- (3) 組合の振興に必要な建議、陳情、提言
- (4) 会員の福利厚生に関する事業及び社会貢献に関する事業
- (5) 前各号に付帯する事業

(機 関)

第6条 この本会に次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 役員会

(総 会)

第7条 総会は通常総会及び臨時総会とし、本会の会員をもって構成する。

2. 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、臨時総会は、役員会が必要と認めたときに開催する。
3. 総会は、会長が招集する。
4. 総会の議長は、会長が務める。
5. 総会は、この規約で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 規約の改廃
- (4) その他役員会が必要と認めた事項

(役員会)

第8条 役員会は、会長、直前会長、副会長、会計及び監事をもって構成する。

2. 役員会は、会長が統括し、必要に応じて会長が招集する。
3. 役員会は、総会の議決事項を執行する。
4. 役員会は、決定した事項について、本組合事務局に報告し、連携を取ることとする。

(議事)

第9条 本会の総会及び臨時総会の議事は、全会員の過半数が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

2. 役員会の議事は、全役員 of 過半数が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(役員 of 定数)

第10条 本会の役員は、次の通りとする

- (1) 会長 1名
- (2) 直前会長 1名
- (3) 副会長 1名又は2名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名又は2名

(役員 of 任期)

第11条 本会の役員 of 任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠又は補充のために選任された役員 of 任期は前任者 of 残任期間とする。

(役員 of 選任)

第12条 役員は、総会において選任する。(再選は妨げない。)

(役員 of 職務)

第13条 会長は、本会を代表し、業務 of 統括と執行をする。

2. 直前会長は、会長を補佐する。
3. 副会長は、会長を補佐し、必要に応じてその職務を代理する。
4. 役員は、諸業務 of 運営と執行にあたる。
5. 会計は、本会 of 会計業務 of 執行にあたり、事業年度終了次第、ただちに収支決算報告をとりまとめ、役員会に報告しなければならない。
6. 会長及び監事は、いつでも本会 of 会計 of 帳簿及び書類 of 閲覧又は謄写をし、又は役員に対し会計に関する報告を求めることができる。

(事務局)

第14条 本会 of 事務局は、岐阜県自動車車体整備協同組合内におく。

2. 事務局は、第4条加入・退会・除名、第5条事業、第7条総会及び第8条役員会が円滑に運営できるよう支援する。

(会 費)

第 1 5 条 本会は、その行う事業の費用に充てるため、会費を徴収することができる。会費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において決定する。ただし、必要に応じ特別会費を徴収することができる。

2. 年度途中で加入者が納付すべき会費は、年会費をその年度の残り期間の月数で按分した金額（百円未満切り捨てとする。）とし、役員会で加入の承認がなされた翌々月末までに納付する。

3. 年度途中で退会する者の、既に納付した会費及び特別会費は、返金しないものとする。

(事業年度)

第 1 6 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わるものとする。

(顧問及び相談役)

第 1 7 条 本会に顧問及び相談役を置くことが出来る。顧問及び相談役は、役員会の承認を経て、会長が委嘱する。顧問及び相談役は、役員を補佐する。

(その他)

第 1 8 条 この規約に定めのない事項については、その都度役員会の議決により定める。

附 則

この規約は、平成 2 5 年 5 月 1 9 日から施行する。

この規約は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。